

後発品のある先発品の薬価改定等に関する検討事項等について

1. 経緯

平成20年度薬価制度改革において、後発品のある先発品の薬価改定については、市場実勢価格により算定される額からの追加の引下げ率を平成18年度改定の6～8%から4～6%にとどめるとともに、後発品使用の普及状況等を踏まえつつ、引き続き検討することとされた。

また、薬価改定の頻度及び後発品の薬価基準収載頻度についても、それぞれ流通改善の状況に関しての報告及び後発品使用の普及状況を見つづき引き続き検討することとされた。

(平成20年度薬価制度改革の骨子(抜粋) 平成19年12月14日中医協了解)

第2 既収載医薬品の薬価改定

2 後発品のある先発品の薬価改定

後発品が初めて薬価収載された先発品の薬価改定については、市場実勢価格により算定される額から、更に追加で引下げを行っており、平成18年度薬価制度改革においては、その追加の引下げ率(4～6%)を2ポイント拡大したところであるが、

- ・平成20年度薬価制度改革等においては、後発品使用促進のための諸施策を総合的に講じる等、後発品使用促進を主要政策課題の1つとして取り組んでいること、
- ・一方、この先発品薬価の引下げが、後発品との薬価差を縮小させ、後発品への置き換えが進みにくくなるとの指摘があること

を踏まえ、先発品薬価の追加の引下げ率を4～6%にとどめることとする。【平成20年度実施】

なお、後発品のある先発品の薬価改定については、後発品使用の普及状況及び後発品のある先発品の市場実勢価格の推移を踏まえつつ、引き続き検討することとする。

第3 その他

- (2) 薬価改定の頻度については、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」の緊急提言を踏まえた流通改善の状況に関して適宜報告を受け、平成20年度薬価制度改革以降、引き続き検討を行うこととする。
- (3) 後発品の薬価基準収載頻度については、今後の後発品使用の普及状況を見つつ、平成20年度薬価制度改革以降、引き続き検討を行うこととする。

2. 平成22年度薬価制度改革における検討事項等

(1) 後発品のある先発品の薬価改定（資料 薬-2～薬-5）

検証部会が実施した「後発医薬品の使用状況調査」（平成20年度）の結果等からは、先発品と後発品の価格差が後発品の使用促進につながるものと推測される一方で、平成14年度の制度導入の経緯も考慮しつつ、後発品のある先発品の薬価改定の在り方をどのように考えるか。

(2) 薬価改定の頻度（資料 薬-6）

最近の医薬品流通に関する調査結果から、未妥結・仮納入、総価取引について一定程度の改善が見られることから、今後も引き続き動向を注視していくことが必要ではないか。

(3) 後発品の収載頻度について（資料 薬-7）

新規後発医薬品の収載成分・品目数は、後発医薬品の収載頻度が年2回となった平成19年度以降、収載月によって大きな差が見られるため、今後も引き続き年2回の後発品収載状況を注視していくことが必要ではないか。